

表7 〈有限の生〉をめぐる五つの原則

		〈有限の生〉の所在	その肯定が 直接的に意味すること
第一の 原則	「生物存在の原則」	生存に関わるさまざまな要求、 身体を持つことに伴うさまざま な制約から逃れられないという こと	生物存在としての人間の宿 命、身体を持つものとしての 人間の宿命を受け入れるとい うこと
第二の 原則	「生受の条件の原則」	自らの出生それ自体、そして生 受に際して与えられた多くの条 件から逃れられないということ	差異が存在するものとしての 人間的世界を受け入れ、自身 が与えられた「生受の条件」 を受け入れるということ
第三の 原則	「意のままにならない 他者の原則」	「意のままにならない他者」と関 わることを避けられず、そこに 生じる負担もまた引き受けなけ ればならないということ	自身が〈関係性〉や〈共同〉 を必要としている事実、また そこで生じる抑圧を、ある面 では受け入れるということ
第四の 原則	「人間の〈悪〉とわ ざわいの原則」	人間的な〈悪〉がもたらすわ ざわいから逃れられないこと、ま たその問題に対処していくこと が求められるということ	自身もまた〈悪〉の種を携え た存在であるとの自覚に立 ち、降りかかるであろう〈悪〉 のわざわいを覚悟するとい うこと
第五の 原則	「不確実な未来の原 則」	正確な未来を知ることではでき ないこと、どれほど現実が不確 かなものでも、そのなかで生き ねばならないということ	移りゆく世界の現実を受け入 れ、人知の限界を覚悟する ということ